

預金取引規定 新旧対照表

1. 当座勘定規定（一般）

改定前	改定後
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p><u>ただし</u>、当座勘定が法令や公序良俗に反する取引やマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認めた場合には、受入れをお断りする場合があります。</p> <p>② 省略</p> <p>③ 省略</p> <p>④ 省略</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p>② <u>前項にかかわらず、2026年10月1日以降は、次に掲げる小切手または手形は受け入れません。</u></p> <p><u>A. 他行を支払人または支払場所とするもの</u></p> <p><u>B. 当行を支払人または支払場所とするもののうち、2026年10月1日以降に振り出されたものまたは振出日の記載を欠くもの</u></p> <p>③ <u>前項B. に該当しない小切手または手形(当行を支払人または支払場所とし、2026年9月30日以前に振り出されたもの) については、2027年4月1日以降は受け入れません。</u></p> <p>④ <u>当行は</u>、当座勘定が法令や公序良俗に反する取引やマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認めた場合には、受入れをお断りする場合があります。</p> <p>⑤ 省略</p> <p>⑥ 省略</p> <p>⑦ 省略</p>
<p>第8条（当座勘定の払戻し）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>②～④ 省略</p>	<p>第8条（当座勘定の払戻し）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>ただし、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>②～④ 省略</p>

改定前	改定後
<p>第9条（小切手・手形用紙）</p> <p>① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③～④ 省略</p> <p>⑤ <u>小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引き換えに交付します。</u></p> <p>⑥ 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求められないものとします。</p> <p>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があった時は、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第9条（小切手・手形用紙）</p> <p>① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>③～④ 省略</p> <p>⑤ 削除</p> <p>⑥ 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求められないものとします。</p> <p>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があった時は、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
<p>第19条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形）</p> <p>① 小切手、手形を振出し、または為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件をできるかぎり記載してください。</p> <p>もし小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>② 省略</p>	<p>第19条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形）</p> <p>① 小切手、手形を振出し、または為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件をできるかぎり記載してください。</p> <p>もし小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが2026年10月1日以降に呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>② 省略</p>
<p>第20条（線引小切手の取扱い）</p> <p>① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときはその持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>② 省略</p>	<p>第20条（線引小切手の取扱い）</p> <p>① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときはその持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>② 省略</p>

2. 為替手形用法

改定前	改定後
<p>①～③ 省略</p> <p>④ 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>で</u> <u>きるだけ</u>記入してください。</p> <p>⑤～⑨ 省略</p> <p>⑩ <u>手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求</u> <u>してください。</u></p>	<p>①～③ 省略</p> <p>④ 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから記入 してください。</p> <p>⑤～⑨ 省略</p> <p>⑩ <u>削除</u></p>

3. 小切手用法

改定前	改定後
<p>①～⑦ 省略</p> <p>⑧ 先日付の小切手でも呈示を受ければ、お支払いすることになっており ますからご承知ください。</p> <p>⑨～⑩ 省略</p> <p>⑪ <u>新しい小切手帳は、綴り込みの受取書と引き換えにお渡しいたします。</u> <u>なお、小切手帳の代金として当行所定の手数料をいただきます。</u></p>	<p>①～⑦ 省略</p> <p>⑧ 先日付の小切手でも呈示を受ければ、お支払いすることになっており ますからご承知ください。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出された小</u> <u>切手が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>⑨～⑩ 省略</p> <p>⑪ <u>削除</u></p>
QRコード記載の小切手用法	
<p>1. 省略</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますから ご承知おきください。</p> <p>3. ～7. 省略</p> <p>8. <u>小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請</u> <u>求してください。</u></p> <p>9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。 ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>	<p>1. 省略</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますから ご承知おきください。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出された小切手が</u> <u>呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>8. <u>削除</u></p> <p>8. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。 ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>

4. 約束手形用法

改定前	改定後
<p>①～② 省略</p> <p>③ 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p>④～⑦ 省略</p> <p>⑧ <u>手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u></p>	<p>①～② 省略</p> <p>③ 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから記入してください。</p> <p>④～⑦ 省略</p> <p>⑧ <u>削除</u></p>
<p>QRコード記載の約束手形用法</p> <p>1. ～2. 省略</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p>8. <u>手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u></p> <p>9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>	<p>1. ～2. 省略</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから記入してください。</p> <p>8. <u>削除</u></p> <p>8. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>

5. 普通預金規定

改定前	改定後
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。</p> <p><u>(2)</u> 省略</p> <p><u>(3)</u> 省略</p> <p><u>(4)</u> 省略</p> <p><u>(5)</u> 省略</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。</p> <p><u>(2) 前項にかかわらず、2026年10月1日以降は、次に掲げる小切手または手形は受け入れません。</u></p> <p><u>A. 他行を支払人または支払場所とするもの</u></p> <p><u>B. 当行を支払人または支払場所とするもののうち、2026年10月1日以降に振り出されたものまたは振出日の記載を欠くもの</u></p> <p><u>(3) 前項B. に該当しない小切手または手形(当行を支払人または支払場所とし、2026年9月30日以前に振り出されたもの)については、2027年4月1日以降は受け入れません。</u></p> <p><u>(4)</u> 省略</p> <p><u>(5)</u> 省略</p> <p><u>(6)</u> 省略</p> <p><u>(7)</u> 省略</p>

6. 貯蓄預金規定

改定前	改定後
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。</p> <p><u>(2)</u> 省略</p> <p><u>(3)</u> 省略</p> <p><u>(4)</u> 省略</p> <p><u>(5)</u> 省略</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。</p> <p><u>(2)</u> <u>前項にかかわらず、2026年10月1日以降は、次に掲げる小切手または手形は受け入れません。</u></p> <p><u>A. 他行を支払人または支払場所とするもの</u></p> <p><u>B. 当行を支払人または支払場所とするもののうち、2026年10月1日以降に振り出されたものまたは振出日の記載を欠くもの</u></p> <p><u>(3)</u> <u>前項B. に該当しない小切手または手形(当行を支払人または支払場所とし、2026年9月30日以前に振り出されたもの)については、2027年4月1日以降は受け入れません。</u></p> <p><u>(4)</u> 省略</p> <p><u>(5)</u> 省略</p> <p><u>(6)</u> 省略</p> <p><u>(7)</u> 省略</p>

7. 期日指定定期預金規定（自由金利型）

改定前	改定後
<p>4. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p><u>(2)</u> 省略</p>	<p>4. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p><u>(2)</u> <u>前項にかかわらず、2026年10月1日以降は、次に掲げる小切手または手形は受け入れません。</u></p> <p><u>A. 他行を支払人または支払場所とするもの</u></p> <p><u>B. 当行を支払人または支払場所とするもののうち、2026年10月1日以降に振り出されたものまたは振出日の記載を欠くもの</u></p> <p><u>(3)</u> <u>前項B. に該当しない小切手または手形(当行を支払人または支払場所とし、2026年9月30日以前に振り出されたもの)については、2027年4月1日以降は受け入れません。</u></p> <p><u>(4)</u> 省略</p>

8. 自由金利型定期預金（M型）規定 スーパー定期

改定前	改定後
<p>5. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p><u>(2)</u> 省略</p>	<p>5. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p><u>(2)</u> <u>前項にかかわらず、2026年10月1日以降は、次に掲げる小切手または手形は受け入れません。</u></p> <p><u>A. 他行を支払人または支払場所とするもの</u></p> <p><u>B. 当行を支払人または支払場所とするもののうち、2026年10月1日以降に振り出されたものまたは振出日の記載を欠くもの</u></p> <p><u>(3)</u> <u>前項B. に該当しない小切手または手形(当行を支払人または支払場所とし、2026年9月30日以前に振り出されたもの)については、2027年4月1日以降は受け入れません。</u></p> <p><u>(4)</u> 省略</p>

9. 自由金利型定期預金規定 大口定期

改定前	改定後
<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p><u>(2)</u> 省略</p>	<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p><u>(2)</u> <u>前項にかかわらず、2026年10月1日以降は、次に掲げる小切手または手形は受け入れません。</u></p> <p><u>A. 他行を支払人または支払場所とするもの</u></p> <p><u>B. 当行を支払人または支払場所とするもののうち、2026年10月1日以降に振り出されたものまたは振出日の記載を欠くもの</u></p> <p><u>(3)</u> <u>前項B. に該当しない小切手または手形(当行を支払人または支払場所とし、2026年9月30日以前に振り出されたもの)については、2027年4月1日以降は受け入れません。</u></p> <p><u>(4)</u> 省略</p>

10. 満期日指定型自動積立定期預金（スーパー積立）規定

改定前	改定後
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p><u>(2)</u> 省略</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p><u>(2)</u> <u>前項にかかわらず、2026年10月1日以降は、次に掲げる小切手または手形は受け入れません。</u></p> <p><u>A. 他行を支払人または支払場所とするもの</u></p> <p><u>B. 当行を支払人または支払場所とするもののうち、2026年10月1日以降に振り出されたものまたは振出日の記載を欠くもの</u></p> <p><u>(3)</u> <u>前項B. に該当しない小切手または手形(当行を支払人または支払場所とし、2026年9月30日以前に振り出されたもの)については、2027年4月1日以降は受け入れません。</u></p> <p><u>(4)</u> 省略</p>

11. エンドレス型自動積立定期預金規定（個人専用）

改定前	改定後
<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p><u>(2)</u> 省略</p>	<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p><u>(2)</u> <u>前項にかかわらず、2026年10月1日以降は、次に掲げる小切手または手形は受け入れません。</u></p> <p><u>A. 他行を支払人または支払場所とするもの</u></p> <p><u>B. 当行を支払人または支払場所とするもののうち、2026年10月1日以降に振り出されたものまたは振出日の記載を欠くもの</u></p> <p><u>(3)</u> <u>前項B. に該当しない小切手または手形(当行を支払人または支払場所とし、2026年9月30日以前に振り出されたもの)については、2027年4月1日以降は受け入れません。</u></p> <p><u>(4)</u> 省略</p>